

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第六號

第十二卷

大正四十二年十二月一日發行

論叢

財產税に於ける都鄙の對立……………法學博士 神戸 正雄

人間愛の起源……………教 授 川村多實二

純正現象學の方法論及び問題論……………文學博士 米田庄太郎

時論

勞働組合としての小作人組合……………法學博士 河田 嗣郎

食料増殖問題と林業政策……………法學博士 山本美越乃

說苑

岡山藩と大阪との海運……………經濟學士 黒 正 巖

市町村の混合企業に就て……………經濟學士 小山田 小七

歐洲に於ける家産運動及び家産制度……………經濟學士 八木芳之助

雜錄

ヒルファディングの恐慌の意義について……………經濟學士 谷口 吉彦

妙心寺の財政組織……………經濟學士 中川與之助

法令

農林省統計報告規則・會社統計規則

附錄

本誌第二十一卷總目錄

（禁轉載）

市町村の混合企業に就て

小山田 小七

目次 はしがき——意義——沿革——動機——組織其他——財政との關係——評言——結尾。

一、はしがき。或種の企業の市町村有化就中市有化問題は、理論上實際上新しいものでない。現今各國に於て程度の差こそあれ可成多くの市町村企業がある。且又理論上にてても可成精細に研究されて居る。然るに比較的最近獨逸に、市町村の企業態として二つの新形態が現れた。即ち其一は茲に紹介しやうとする所謂(公私)混合企業(註二)である。其二是所謂市町村聯合企業である。元來公企業には長所と共に相當の短所がある。故に何か之を除く方法はないか。又別に市町村の財政需要は増加して止むべくもない。従ても早や租税以外に、之に應ずる財源はないか。と云ふ二つの相當重要で且興味ある問題がある。今茲に混合企業を紹介するのは、此問題研究上、一補助資料を求むるにある。然し參考の文献甚だ少なく極めて粗雑に過ぎない事を遺憾とする。

(註一) 混合經濟的企業(經營) (Gemischt-wirtschaftliche (r) Unternehmung (Betrieb))と云はれて居る場合が最も多く、時として混合公私企業 (Gemischt private und öffentliche Unternehmung) 混合公經營 (Gemischt öffentlicher Betrieb) とも云はれて居る。尙市町村・私經濟的經營 (kommunal-privatwirtschaftlicher Betrieb) 私・共同經濟的經營 (privat-gemeinwirtschaftlicher Betrieb) 或又公私共同經營 (öffentlich-Privater gemeinschaftsbetrieb) と云ふ事もありと云ふ。

說苑 市町村の混合企業に就て

第二十一卷 (第六號 一一七) 九一九

- 1) Tyska, Grundzüge der Finanzwissenschaft. 1920. S. 2., Eheberg, Finanzwissenschaft. 18-19 Auf. 1922. S. 682., Fruchs, Gemeindebetriebe (im Handwörterbuch der Kommunalwissenschaften, Bd. II 1922) S. 247., 6. Most, Gemischte wirtschaftliche Betriebe (im Handwörterbuch der Kommunalw. Bd. II. 1922). 332. ff., R. Liefmann, Unternehmensformen, 2 Auf. 1921. S. 214.
- 2) Passow, Die gemischt privaten und öffentlichen Unternehmungen. 1923. 2 Auf.
- 3) Kleinwächter, Lehrbuch der Finanzwissenschaft, 1922. S. 340.
- 4) Passow, a. a. O. S. 1.

公私混合企業と云ふが正確であらうが、簡単に混合企業と以下呼ぶ。因みに市町村聯合企業とは、Interkommunale Vereinigung を指したのである。

二、意義。茲に所謂(公私)混合企業とは、市町村等の下級公共團體と私人とが、企業資本の醸

出及企業の支配管理に共同して参加して居る營利企業を指すのである。従て第一に出資と業務の

支配とに公人及私人が共同して参加して居らねばならぬ。依て例ば、私人のみの資本で設立され

た企業に公人が其役員を任免し、又は其業務に干渉し、又は其利益分配に與かるものゝ如きは先

づ除外せねばならぬ。或は此の如き企業をも混合企業の一形態とする説もあれど、解釋廣きに失

する様である。蓋し公の土地建物其他の設備を利用する私企業、著しく公益公安に關係を有する

私企業等は、公法的又は契約上の根據に基いて、其業務上相當の干渉を受け、時として公人は利

益の分配を受くる。然し夫は混合企業の場合と理由を異にするのみでなく、企業の一形態とす

るに足りない。次に公人のみの資本で企業し、後之を私人に貸與して經營せしむるものは勿論、

共同出資に依るものと雖も其業務の支配管理が全く公私の一方に委ねられてあるものを除く。更

に公私別個の二企業が何等かの理由から契約的に結合されて、共同して一企業の如く經營されて

居るものも亦之に屬せぬ。第二は營利を主目的として有するものに限る。故に單に公益や共同利

用を主目的として、共同出資をなし共同に業務を執つて居るもの、所謂共同利用會社の如きは除

外する。例は今次の大戦中獨逸に於て戰時給與就中食料品給與を目的として公私共同にて設立せられた諸會社、又は柏林市の動物園株式會社の如きは、此點から此企業外である。勿論市町村企

5) Fuchs, a. a. O. S. 242., O. Most, a. a. O. S. 332., Passow, a. a. O. S. 1-3., Liefmann, a. a. O. S. 214 f. Gruntzel, Industriepolitik. 1921, 3 Auf. S. 45.

6) Liefmann, a. a. O. S. 214.

7) F. Elsas, Lebensmittelversorgungsgesellschaften (im "Kommunales Jahrbuch"-Kriegsband, 1919, S. 227-230.

8) Passow, Die Aktiengesellschaften, 1922, 2 Auf. S. 543. 阿氏の他の脚註は全部、一頁に引用したる書を示す。

業は國家企業と同様に、全然營利のみを目的となす事は少なく、且其營利主義は常に公益の爲めに、變更せられねばならぬ。従て具體的には營利を主目的とするや否やは不明瞭となるを免れぬが、設立の趣旨と業務の實際、例ば手數料主義に依て給付を配分せるや否や等、に照して判斷するの外ない。

三、沿革。 右の如き混合企業が市町村企業の一形態とさるゝに至つたのは比較的最近の事に屬するけれ共、國家に於ては必ずしもそうでない。且又都市企業としても全く先例がない事はない。⁹⁾が最近之を市町村企業の一形態として、其範を示し且議論の中心となつたのは、エッセン市のライニシユ、ウエストフエーリッシエ電氣株式會社であつて、此こそ當面の先驅者と見做されて居る。¹⁰⁾元來、エッセン市は千八百九十八年市有電氣事業を起す代りに、特別の契約の下に四十年の期限を附し、ライマイヤー會社に同市内の該企業を許可した。後同事業がスタイネス一派の手に入るや、各業務の企業を兼有し且各地の大小の公、私企業を合併又は買收して、大發展を劃策した。之に對して非常な反對運動が起つた。が結局若干の地方團體は公益的財政的立場から漸次同社株式を私人から買收して參加するに至つた。エッセン、ミュールハイム、ギルゼンキルヘン三市は其先鞭を附けたのである。此如くして他の公共團體も漸次株式買收の方法で同社企業に參加するに至り、千九百十年には資本金參千八百萬馬^{マルク}中千參百萬馬^{マルク}と、監査役二十四人中十四人とを三市十一郡二村の手に收め、¹¹⁾千九百二十年には總資本壹億八百萬馬^{マルク}中五千四百萬馬^{マルク}余と、三十八人の監査役中二十五人とを其關係公人を以て占めた。¹²⁾然し之より前、千八百九十五年ストラス

9) O. Most. a. a. O. S. 333.

10) Fuchs. a. a. O. S. 247., O. Most. a. a. O. S. 333

11) Passow. a. a. O. S. 30-31.

12) O. Most. a. a. O. S. 333.

ブルグ市は、同市の電氣事業を一般電氣會社(A・E・G)に許可するに方り、同市電氣事業經營の爲めに新設せらるべき株式會社の株式四割を市有とし、其持分に應じ其業務に参加する旨を定めた事がある。只事情上此條件は、千九百十年迄實行せられなかつた。¹³⁾尙此企業態の新設の例としては、千九百〇三年ロートリンゲン市が伯林の電氣企業會社と半々の資本と監查役を出して設立した同市電氣有限責任會社(G・m・b・H)がある。¹⁴⁾公共團體が私人株を買収した例としては、千九百〇六年にルールオルト市が同市に在つた私營市街電車會社の株の四分の三を、私人から買ひ取つて混合態を採つた。¹⁵⁾從て考の上でも事實上でも、ライニシユ、ウエストフエーリッシエ會社が最も早いと云ふ事は、最近に限つても云ふを得ぬ。夫に拘らず先驅者と看なさるゝのは、其及した影響と關係した事業範圍とが廣かつたからであらう。

兎に角千九百十年前後から可成多數の混合企業が起されて居る。其設立に至る經過は三大別し得る。一は公共團體が從來の私企業に参加したもので、前例のルールオルト市やエッセン市の電氣又は市街電車の如き之である。而て此經過を採る場合は、許可期限又は報償契約改定期限の到來に方つて、改造せらるゝものに多い。二は從來の市町村公企業が私人を参加せしめて組織を變更したものである。例はウォルム市有の電氣供給(一九一〇年)、¹⁶⁾又はハムボルン市有の市街鐵道(一九二二)¹⁷⁾が混合態になつたのは之に屬する。三は公私人が共同して新設したものである。例はバーデルボルン電氣及市街電車株式會社(一九〇九)が¹⁸⁾バーデルボルン市、ウエストフアーレン州及ライニシユ、ウエストフエーリッシエ會社と共同にて、又大動力フランケン株式會社(水力電

13) Passow. a. a. O. S. 78-79.

14) O. Most. a. a. O. S. 335.

15) Passow. a. a. O. S. 41-42.

16) Passow. a. a. O. S. 75-78.

17) Passow. a. a. O. S. 41-42.

18) Passow. a. a. O. S. 42-45.

氣、一九一一¹⁹⁾がニュルンベルク市、フュールト市、シルケット會社及私立の三銀行と共同にて起されたるが如きは即ち之れである。

而て此企業態を取て居るものを業別に見れば、電氣供給、送電事業、市街、郊外及輕便鐵道、瓦斯供給、劇場が主要なるもので、²⁰⁾例外として水道、倉庫、船舶運送、遠洋漁業等の如きがある。²¹⁾企業數も漸次増加し²²⁾、且一企業の地域的範圍も擴大せられ一會社にして良く百二十以上の町村を包含して居るものもある。特に市町村の電氣企業が之に移行するもの多きに依り²³⁾、遂にザクセン内務省は千九百十一年末市町村に向て、其公有を成るべく保持するやう警告を發するに至つた。²⁴⁾戰後獨逸の經濟一般特に市町村財政が困難な狀態に陥入つて居る際に、此企業態は一層擴大され發展され得るであらう。²⁵⁾

問題としては、千九百十一年此企業態に對して特別の法令が必要であると云ふ議論が起るや、先づ之を中心として其賛否が争はれ、延いて經濟的技術的財政的見地から公企業私企業及混合企業の優劣論に及んで論争せられた。時會々柏林市が同市電氣事業を市有化せんとする時であつたから一層其議論を沸騰せしめた²⁶⁾。

(註二) 其數正確には不明である。一九一二の著書中にパツソーは三十二例を上げ、一九一三—一四年度市町村年鑑には、同年度の電氣會社の新混合企業のみで七例を示して居る。²⁷⁾獨逸及普國都市會議上で度々問題になつた事を以てせば相當多い様である。

(註三) 市町村年鑑(一九一三—一四)には市有市街電車のみで、之に移行したもの十一例あるを指摘して居る。²⁸⁾

19) Passow. a. a. O. S. 90-93.

20) Most. a. a. O. S. 332., Liehmann. a. a. O. S. 216. Passow. a. a. O. S. 3.

21) Most. a. a. O. S. 332. u. S. 338. Passow. a. a. O. S. 3.

22) Kommunales Jahrbuch 1912/13. S. 579-580

23) Fuchs. a. a. O. S. 247.

24) Passow. a. a. O. Teil 1. 5. ff.

25) Kommunales Jahrbuch. 1913/14. S. 579.

26) Kommunales Jahrbuch 1913/14. S. 644.

(註四) 當時の論争は多く新聞雜誌で行はれたので大多數は夫を見るを得ない事を遺憾とする。只雜誌の論文の集めてある

——賛否兩論の——『公經營と許可經濟』²⁷⁾、市町村年鑑一九一二年度以降を參照して片鱗を窺ひ得る。

四、發生の動機。 如是、公企業と私企業との中間物が生れた動機又は原因と見らるべきものに、一般的動機と個別的動機とを別ち得る。個別的動機とは個々の場合に於て、其時々市町村

並に私人側の經濟的及其他の事情を指すのである。從て夫は實例の各場合を一々列擧するの外なく茲には省く(註五)。從て各場合に比較的共通である一般的のものを擧ぐるの外ない。

(註五) 例ば、デイスドルフ市の郊外三私設鐵道に對する參加は、市有鐵道との連絡が動機の中要であるし、又フランクフルト・アム・マイン市の瓦斯事業の混合態は、私會社との契約期間が長期——百年——であつた事と、私會社が所定の品質の瓦斯を市民に供給せなかつた事とから、發生して居るが如きである。

一般的動機は主體を標準として公人側及私人側の動機に分ち得るし、又企業を中心として資本に關するもの及業務に關するものに分ち得る。茲には主體を標準として一般的動機とされて居るものを列擧しやう。然し夫れ以前に、最も一般的で而も根強い動機として、或種企業の市町村有化、就中市有化と云ふ時代の要求を上げねばならぬ。以下掲ぐる公人及私人側の動機も半ば此要求を背景として持つて居ると云へる。²⁸⁾

イ、市町村側。之は又公企業一般に亘つて、即ち其主體が國家たると市町村たるとに論なき事項と、市町村に特に重要な事項とがある。前者は例ば公企業の利害得失、適不適の如き問題であるが、之は一般論として省き、後者の中重要なものだけを數へる。(a)、先づ財政的事情である。

27) Öffentlicher Betrieb und Konzessionswirtschaft. 1915. Herausg. von E. Stein.

28) O. Most. Die Gemeindebetriebe der Stadt Düsseldorf. 1909. S. 65-67. (特記せない時は一頁の引用書を指す)。

29) Passow. a. a. O. S. 124-125., A. Busch, Die Gemeindebetriebe der Stadt Frankfurt a. m. 1909. S. 136-138.

30) 以下主として O. Most. a. a. O. S. 333-334., Passow. a. a. O. S. 124-142.

特殊の都市を除き、市町村の財政力は一般的には弱いものである。課税起債に就き各種の制限と監督とがあり、且事實上財源も少なく信用程度も低い。従て公益を進め福利の増進ともなり且又將來の一財源たるべき或企業の市町村有化を計つても、財力が之に良く伴はぬ。既存の公企業の擴張や或は他との競争を期しても資力が充分に得難い。(b)、純市町村企業では廣い地域に亘つて將來を考へたる計劃を行ひ難い。例ば電氣瓦斯上下水道及各種の交通事業が一般に大量生産的に有利なる點を除いても尙、市町村將來の發展を考察し、且其近隣の市町村との連絡及統一に留意して計劃を樹て實行する事は甚だ必要である。然るに市町村相互では、事業上の危險其他の負擔、受益又は收益の分配等に關し、種々の問題を引起し意見の一致が容易でない。(c)、純市町村企業は人に就て特別の短所を持つ。即ち市町村の代表者には有識達眼の士や適當の事業家は少ない。尙又企業經營の局に當る技術家其他の人も廣く良材を求め難い。(d)、純市町村企業は國家及市町村行政上二重束縛を受け自由なる行動を阻止さるゝ外に、市町村内の各種の勢力關係により好ましからぬ影響を受くる事は、往々國家公企業より著しい。以上の如き特殊的事情が一般的公企業の短所に加はるの結果は、市町村企業の成績が上がらぬのみでなく、必要な市町村間の企業は等閑に附せらるゝ場合が多い。然し市町村は一財源とし或又公益保護上より、已有の企業を放棄するを好まぬ。反て益々多くを公有化せんとする。従て茲に比較的小額の資本を以て、公益を保護し、市町村發展の將來も考へ、經營上の能率も高め、而且財源を求めんとする要求が生ずる。之れ當然の理である。

ロ、私人側即資本家及企業家側。(a)、私人は勿論私企業を好むけれ共、市町村は自己が將來所有せんとする事業には容易に許可を與へない。又其市街其他の公の所有するものを利用せしむるを好まない。許可を與へ利用せしむるには報償契約其他で活動範圍を時事所的に制限するを普通とする。(b)、起業資本を集め、負債就中社債を起すに方り、一面公人の信用を利用し得れば有利にして容易である。(c)、純私企業では公有の道路廣場其他の設備の利用や事業の擴張又は變更等に就き其都度公人との交渉に困難を伴ひ易い。(d)、私人が他に企業を有する場合には、夫との取引を容易に結合し得る。例は電氣機械又は器具の製造會社が公の電氣事業に参加する事に依り其製造品の取引先を獲る如き之である。従て私人には不利不便を除いて而も比較的確實な投資方法如何と云ふ問題が起る。

如是兩者の動機と要求とに應じて案出され設立された企業態が即ち公私の混合企業である。從て茲には公私人が各自の利益を中心として提契して居る。而て已に列記せる如く其業務が多く獨占的性質を持つものに限られて居るのは、此提契に便なるが故である。然し尙公人の共同利益と私人の營利とが著しく對立し居る事は見逃してはならぬ。

五、組織及其他。組織及其他の一般に就てはなく主として法律上の形態と、公私持分の割合とを簡単に紹介し度い。

イ、法律上の形態。市町村聯合企業は多く有限責任會社(G・m・b・H)であるに反し、此企業は多く株式會社組織である。次いでは有限責任會社で尙若干の分配組合組織のものもある。更に例

外的に合名會社や匿名組合組織のも一二ある。従て、分配組合を除き、他は皆勿論、法律上普通一般の商事會社と同一の地位にある譯で、何等特別の制限も便宜もない。³¹⁾然し夫れでは市町村及公益の保護が不充分であるから、『混合經濟企業』に對する特別法が必要だと云ふ主張がある³²⁾。其要點は、一は公人が株主總會及取締役の決議に對し拒否權を持つ事、二は公人は其株式及持分が少ない時でも監査役一名を出す事、三は公私株主間及公人と會社との間に爭議が起つた場合には縣參事會の委員會を以て組織する仲裁裁判に附す事の三點にある。之に對しては如此事項は設立に方て契約や定款で定めて置けば充分で其要なしと云ふ反對論もある。實際上には尙未だ之に關する特別の立法は見ない様である。従て現行法上では何の組織が最も便宜であるか、又如何なる定款を作れば公人及公益の保護が充分であるか、問題として殘る。

(註六) 此主張は始めエフ・フロインド氏に依て千九百十一年九月十五日の「獨逸法曹新聞」紙上に發表されたと云ふ。然し其新聞を見るを得なかつたので、同氏の同一意見を發表したものと見らるゝ脚註の論文を見、³³⁾尙同新聞上の意見を紹介し、³⁴⁾該論をした脚註リンドマン氏の論文を參考とした。

ロ、公私人の株式又は持分の割合。大體に於て市町村の株式又は持分が優勢な場合が多い。今、パツナーの例示する處を區分して見れば、一公人が過半数を所有する場合最も多くして十二例、次は數公人の持分を合計して優勢となるもの八例、上級公人例は國又は州が若干所有し之と市町村の持分と合計して優勢となるもの三例、——此場合は市町村と私人とは略半分宛を所有する、——公私半々の場合四例、私人が優勢なる場合四例を上げて居る。³⁴⁾此割合はモーストの諸例に就

- 31) F. Findeisen, Unternehmung und Steuer. 1923. S. 47.
32) Freund, Die gemischte wirtschaftliche Unternehmungen. (im "Die soziale Fürsorge der kommunalen Verwaltung in Stadt und Land" 1913). S. 137-139.
33) Lindemann, Gemischte wirtschaftliche Unternehmungen (im. Kommunales Jahrbuch 1912/13.) S. 567-568.
34) Passow. a. a. O. S. 157-158.

て見ても略同様である(註七)。而て株式又は持分の優劣は業務上の勢力の消長となるのが原則であるから、株式、持分の變更には種々の事が定款又は附屬契約で規定されて居る。例は將來の増資に依て其割合に變化を來さざる如くし、或又全然又は一定期間相手方の承諾なくしては第三者に譲渡すべからざる旨を定め、更に賣却に方りては相手方の購買優先權を設定せるが如きである。³⁵⁾

(註七) 此點に就てはリーフマンが公人が五十一%であり、³⁶⁾又ライトネルが公人が劣勢であるが如く説くのは共に當らぬ。³⁷⁾

ハ、其他組織上の問題としては、票決權の制限、會社代表者及監査役の選任方法及其權限等あれど略する。更に一層重要なのは、定款、所謂報價契約及設立の附屬契約及聲明等であらう。而此等の特長點は、(a)建設資本金の比較的小額な事、(b)借入金就中社債豫定額の多い事及其條件、(c)、一定期限内又は後に市町村に買收し得る事及其買收價格の件等である。が定款其他の契約は獨り組織上の重要問題たるのみならず其及ぼす所廣くして重大である。又特別の興味もあるから別に紹介し度いと思ふ。

六、市町村財政との關係。イ、一收入源として企業所有の問題。之は從來公企業を所有したるものが混合體に移つた場合と、所有せざりしものが新に之れに參加した場合とを區別して見なければならぬ。第一の場合は財源を一部失ふ事となる。然し實際上の收入が増加又減少するかは、改造前後の營業狀態によりて異なるべく一概に云ふを得ぬ。只實例に依れば公企業が混合態に改造せらるゝものは比較的營業狀態惡く改善の必要あるものに多い。³⁸⁾従て或は一般財政の負擔を輕減し或は收入を増加するであらうと想像さるゝ。但し此場合先以て考究を要するは、公企業を夫自

35) 以上此項主として Passow, o. o. a. S. 143-153

36) Liefmann, a. a. O. S. 215.

37) Leitner, Privatwirtschaftslehre der Unternehmungen. 1922. 4. Auf. S. 232.

38) Kommunales Jahrbuch. 1912/13. S. 568.

體としての改善方法の有無及如何であらう。其方法如何に依ては善良なる營業狀態に導き従て一良好財源となし得ぬと限らぬ。第二の場合は新に參加したる丈けでは一新財源を獲た事となる。然し尙直に常に收入上好良な結果を齎らすとは限らぬ。只一般的に建設費が比較的低く、且一定年後には利益金の一部を年々充當して市町村有化し得る豫定の上に在る點を以てすれば、或は財源獲得の一方法であらう。

ロ、收益高。財源としての實際狀態如何は一層重要である。けれ共市町村の各財務統計は混合企業から流入する收入を區分して示して居らぬ様である。⁴⁰⁾従て果して幾何の收入があり、夫が其爲めの公債との關係、従前の營業狀態との比較等重要なる事項が、甚だ遺憾ではあるが尙不明に屬する。

ハ、支出との關係。先に別けた第一の場合は、公企業の經理費を消失せしむる。これは一見之に對立する收入の減少を來すから單に外形上の事に止まる様であるが、若し經理費中に冗費ある場合には、其部分は節約し得る。第二の場合には、街路公園等の燈火、公の爲めにする給水等に關し以前より有利な條件で契約をなし得べく、其範圍では若干支出を節約し得るであらう。兩者共に建設資本を何等かの形で支出せねばならないのは共通して居る。

ニ、公債との關係。起業資本少く、起業後は混合企業自體の負債で業務を爲すから、市町村の企業公債を夫れ丈け小額に止むる。従て公債費も亦夫に應じて減小する。然し他方、社債に就て公人が支拂保證をなし、時として私株主に對し一定期間配當保證をなす場合あるを見れば、時に

39) Kellinwächter, Lehrbuch der N. Ö. 1921. 3Auf. S. 244.
40) Finanzstatistik der preuss. Städte und Landgemeinden. (Amtliches Quellenbuch, Na. 228; 243). Statistisches Jahrbuch deutscher Städte. 1910, '12, '13, '14, '16. Kommunales Jahrbuch, 1908—Kriegsband. Statistisches Jahrbuch. für den Preuss. Staat (Freistaat Preussen) 1910, '11, '12, '23.

反して財政負擔を増加する事あるべきを豫想せしむ。

ホ、財務上の取扱ひ。株式又は其持分を他の市町村財産と同一視し、動産として一括して處理する事も出来る。之に従へば其収入は市町村の動産収入をなし、其爲の支出は、企業參加又は投資的支出となるであらう。又特別の資金會計を作つて、企業參加の收支を處理するも一方法である。例は、市町村企業政策上の重大なる一進歩と評せられて居る、ディセルドルフ市の營利企業參加資金の制度の如きは之れである。⁽⁴¹⁾起債、其他の經費との關係を看、且整調を計り、又將來市町村化を期するならば此制度は便利であらう。

要之、財政との關係は日尙淺く充分の材料がないので廣く深く考察し難い。

更に如此混合態が國民經濟上就中經濟政策上、又社會政策上如何なる意味を持つか云ふ問題も亦研究に値するが茲には略して、最後に、學者實際家の評言を二三紹介しやう。

七、評言。先づ第一に、此企業態に將來の望を囑し益々重要さを増すべしとの説がある。其理由は、或は比較的小資本で市町村に望ましき設備を獲せしめ、⁽⁴²⁾或は此企業態は技術上經濟上純公企業より能率を高め、⁽⁴³⁾特に市町村間に亘る企業、電氣、交通事業の如きには有利である。⁽⁴⁴⁾更に或は此形態は市町村有化の前提たり一階段たるが故に良しとし、⁽⁴⁵⁾或又主義としては純公企業に劣るけれ共、夫に伴ふ官僚主義を除くの點に於て考慮に値す、⁽⁴⁶⁾などを數ふ。然し第二に之に對して種々の異論もある。其根據とする所は、先づ純公企業の能率が低いのは經營方法が悪いので其爲めに公企業を否定し又は混合態を良しとするに足らぬ。⁽⁴⁷⁾夫は英國の實例が證明して居るではない⁽⁴⁸⁾

41) Most, Die Gemeindebetriebe der Stadt Düsseldorf. 1909 S. 123-126.

42) Kleinwächter, Lehrbuch d. N. O. S. 244.

43) Kommunales Jahrbuch 1913/14 S. 566.

44) Most, a. a. O. S. 340.

45) Tyska, a. a. O. S. 271.

46) Tyska, a. a. O. S. 264.

47) Fuchs, a. a. O. S. 251.

48) Most, a. a. O. 339.

か(註八)。次に名は公私混合なれ共、實は小數資本家の手中に公益的事業を委ぬる結果となり、或又工業會社が自己の販路擴張の爲めに作つたもので、市町村有化の一階段に非ずとする。更に一層本質的な批評と思はるゝのは、此企業態の發展や良い能率を上ぐる事は凡て公人と私人との協調に基く。然るに時間的に發現し且深酷となるべき多くの利害關係の對立を考へなくてはならぬ。特に公人が短期間の後に公有化せんとする望を持つて居る場合は然りである。從て此企業態が繼續して特に重要な役割を勤むるとは尙どうしても信ぜられぬと云ふ意見である。⁵⁰⁾

(註八) 一九〇九年英國商務省の調査に依れば、一〇六の都市公有の市街電車と一二二の私有の夫れとがあつて、其狀態次の如しと。⁵¹⁾

資本金公有	九四〇百馬	私	有	四六〇百馬
平均運賃公有	八、四ツフェニツヒ	私	有	一〇、ツフェニツヒ
利廻り公有	七 $\frac{1}{3}$ %	私	有	四 $\frac{3}{4}$ %

更に第三説として、大戰前の經驗に徴すれば、公私の協調も圓滑を保ち、其結果は少くとも經濟的には良好であつた。⁵²⁾又實際家からも望ましき結果を收めて居る事が報告されて居る。⁵³⁾然し未だ公企業の諸弊害を補ひ得る唯一の道とは見られない。且市町村間の聯絡には他の方法があるし、又電氣事業に就ては國有化して能率を上ぐる事も考へらるゝ。今尙甚だ經驗と觀察の日淺く、其將來は不明である。今日決定的の判斷を下す事は許されないと云ふ研究時代説がある。⁵⁴⁾

八、結尾。以上粗雑に公私混合企業の形に於て、市町村が私營利企業へ參加して、新しい試み

49) A. Horten, Wirtschaftsformen (im Taschenbuch. für Kommunalpolitiker. 1922). S. 139.
 50) Passow. a. a. O. S. 183-185.
 51) Kommunales Jahrbuch. 1912/13. S. 653.
 52) Most. a. a. O. S. 339.
 53) Kommunales Jahrbuch. 1921/13. S. 654.
 54) Most. a. a. O. S. 339-340.

をなして居る事を紹介した。が兎に角く、市町村が公人として一般の公益福利を充分に考慮し、且財政を顧み乍ら而も私人の投資的活動を刺戟するは、非常の手腕と經濟眼とを必要とするであらう。⁵⁵⁾ 只然し此企業態が或は所謂社會化の一表現とも、⁵⁶⁾ 或又公企業の缺點を補ふ一形態とも見得るとすれば、⁵⁷⁾ 敢て無意味のものではない。けれ共今已に此形態を以て、自由主義學說に基いて公企業を否認した時代に次いで、公企業を擴張した都市工業時代が來り、而て今純公企業をさけて活動範圍大にして而も危険の比較的少ない折衷企業の時代に移り行かんとする歴史上の一過程となし得るであらうか。⁵⁸⁾ 全ては今少しの時日と經驗とを以て研究せらるべきものであらう。

55) Liefmann. a. a. O. S. 217.

56) E. Fischer, Das sozialistische Werden. 1918. S. 261-262., F. Eülenburg. Arten und Stufen der Sozialisierung, 1920. S. 21-23.

57) Gruntzel, a. a. O. S. 45.

58) O. Most, a. a. O. S. 332.